

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則に十六条を加える改正規定中附則第五十三条に次のただし書を加える。

ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた県として総務大臣が指定する県においては、この限りでない。